

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成二十八年内閣府令第二十五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附則 （暗号等資産関連店頭デリバティブ取引に係る経過措置） 第三条 当分の間、金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第二十一号の十中「店頭デリバティブ取引のうち」とあるのは、「店頭デリバティブ取引（法第百八十五条の二十四第一項に規定する暗号等資産関連店頭デリバティブ取引を除く。）のうち」とする。	附則 （暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係る経過措置） 第三条 当分の間、金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第二十一号の十中「店頭デリバティブ取引のうち」とあるのは、「店頭デリバティブ取引（法第百八十五条の二十四第一項に規定する暗号資産関連店頭デリバティブ取引を除く。）のうち」とする。